入札制度の一部改正について（工事関係）

１　工事等における制限付一般競争入札の適用範囲の拡大について

本市においては、これまで工事等（※）の入札において、郵便入札を用いた制限付一般競争入札を導入し、その適用業務及び適用範囲の段階的拡大を図ってきました。

当初、郵便入札を取り扱う自治体が少なかったため、本市においては、郵便入札を用いた制限付一般競争入札の適用対象は、身近に入札参加資格者としての登録事務所があり、入札方法等についての周知及び説明が容易で、かつ入札参加機会も多く、制度を容易に熟知していただける地元業者等としてきました。

しかしながら、現在、郵便入札は多くの地方公共団体において採用され、本市外等に登録事務所を有する事業者にも広く浸透していることから、入札契約のさらなる透明性の確保、入札事務の軽減・効率化等を図るため、工事等の発注方式を次のとおり改めます。

※工事等・・・工事、測量業務、設計業務及び印刷業務

〔改正内容〕

［現行］

予定価格 130 万円超の工事、並びに予定価格 50 万円超の測量業務、設計業務及び印刷業務の発注については、下記地域要件を設定し、郵便入札を用いた制限付一般競争入札を適用する。

ただし、特殊工事等の場合など入札参加者を確保できない場合には郵便入札を用いた指名競争入札を適用する。

※制限付一般競争入札における地域要件の設定

・工事の場合・・・「市内業者」又は「市内業者又は（一定要件を満たす）準市内業者」
・測量業務及び設計業務の場合・・・「市内業者」
・印刷業務の場合・・・「市内業者」、「市内業者又は準市内業者」又は「市内業者、準市内業者又は県内業者」

［改正後］

予定価格 130 万円超の工事、並びに予定価格 50 万円超の測量業務、設計業務及び印刷業務の発注については、原則、郵便入札を用いた制限付一般競争入札を適用する。

※制限付一般競争入札における地域要件の設定

これまで制限付一般競争に付すことが困難なため、指名競争入札に付したような特殊な内容の案件、又は応札者なし等により入札中止となった案件の再入札案件等については、適宜、「市内業者又は準市内業者」、「市内業者、準市内業者又は県内業者」又は「市内業者、準市内業者、県内業者又は県外業者」の地域要件を設定する。

〔実施時期〕

平成 24 年４月１日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用します。

（注）

これまで制限付一般競争入札により発注してきた工事等と同内容の案件については、本改正後においても、基本的にはこれまでと同様の地域要件の設定となります。

２　（工事の）制限付一般競争入札の入札参加資格要件における資格総合点数の設定基準の一部改正について

本市の（工事の）制限付一般競争入札については、入札参加資格要件の一つとして入札参加対象とする予定価格区分に応じた資格総合点数の設定（以下「資格総合点数の設定基準」という。）を行っています。

当該資格総合点数の設定基準は、単体を対象とする発注については、あらかじめ主要６工種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装及び水道施設工事）について、一方、特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）を対象とする発注については、当該対象となる５工種（土木一式、建築一式、電気、管及び水道施設工事）について定めています。

資格総合点数は、国又は県が行う経営事項審査の総合評定値を構成要素の中心とすることから、経営事項審査の審査基準に改正が生じた場合には、資格総合点数の設定基準の補正が必要となります。

平成 23 年４月１日に経営事項審査の審査基準が改正されたことから、本市の入札参加資格登録業者の適正かつ適切な入札参加機会を確保するため、資格総合点数の設定基準について改正を行います。

※資格総合点数とは

資格総合点数は、共通点数と特別点数の合計であり、本市の工事の全ての工種について、全ての登録業者に付与しています。

資格総合点数＝共通点数（※１）＋特別点数（※２） ※１　経営事項審査の総合評定値 ※２　前年度の市優良建設工事表彰受賞者に対し、１受賞につき 10 点。 　　特別点数は地元業者にのみ加点。

(1)　経営事項審査の審査基準の改正内容

①　技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定。

②　完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完工高（Ｘ１点）及び元請完工高（Ｚ２点）について、平成 23 年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点 700 点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとと

もに、適切な入札機会を確保。

③　再生企業に対する減点措置

平成 23 年４月１日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から、債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いたことを理由により、社会性等（W点）の評価で減点措置。

④　社会性等（W点）の評価項目の追加

ア　建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数に応じて加点評価。（リースについても同様の取り扱い。）

イ　ＩＳＯの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価している ISO9001 及び ISO14001 の取得状況について、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経審の評価項目に追加。

〔経営事項審査の審査基準の改正が行われた時期〕

平成 23 年４月１日（同日以後の経営事項審査は新基準により実施）

(3)　改正内容

経営事項審査の審査基準の改正に伴い、本市の入札参加資格登録業者の適正かつ適切な入札参加機会を確保するため、本市の資格総合点数の設定基準について、次のとおり改正を行います。

①　単体企業を対象とする制限付一般競争入札における資格総合点数の設定基準の改正について

別紙「単体企業を対象とする制限付一般競争入札における資格総合点数の設定基準の改正について」のとおり

②　特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）を対象とする制限付一般競争入札における資格総合点数の設定基準の改正について

別紙「特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）を対象とする制限付一般競争入札における資格総合点数の設定基準の改正について」のとおり

(4)　実施時期

平成 24 年４月１日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用します。

単体企業を対象とする制限付一般競争入札における資格総合点数の設定基準の改正について

土木一式工事

【現行】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	390点以上 710点未満
②	10,000千円以上 20,000千円未満	580点以上
③	20,000千円以上 40,000千円未満	700点以上
④	40,000千円以上 500,000千円未満	750点以上

（準市内）

④	40,000千円以上 500,000千円未満	750点以上

【改正後】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	350点以上 720点未満
②	10,000千円以上 20,000千円未満	560点以上
③	20,000千円以上 40,000千円未満	700点以上
④	40,000千円以上 500,000千円未満	750点以上

（準市内）

④	40,000千円以上 500,000千円未満	750点以上

建築一式工事

【現行】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	390点以上 790点未満
②	10,000千円以上 30,000千円未満	590点以上
③	30,000千円以上 70,000千円未満	650点以上
④	70,000千円以上 150,000千円未満	790点以上
⑤	150,000千円以上 500,000千円未満	790点以上

（準市内）

⑤	150,000千円以上 500,000千円未満	790点以上

【改正後】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	350点以上 780点未満
②	10,000千円以上 30,000千円未満	590点以上
③	30,000千円以上 70,000千円未満	650点以上
④	70,000千円以上 150,000千円未満	780点以上
⑤	150,000千円以上 500,000千円未満	780点以上

（準市内）

⑤	150,000千円以上 500,000千円未満	780点以上

電気工事

【現行】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 7,500千円未満	330点以上
②	7,500千円以上 50,000千円未満	610点以上
③	50,000千円以上 300,000千円未満	710点以上

（準市内）

③	50,000千円以上 300,000千円未満	710点以上

【改正後】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 7,500千円未満	350点以上
②	7,500千円以上 50,000千円未満	600点以上
③	50,000千円以上 300,000千円未満	710点以上

（準市内）

③	50,000千円以上 300,000千円未満	710点以上

管工事

【現行】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	480点以上 740点未満
②	10,000千円以上 30,000千円未満	620点以上
③	30,000千円以上 300,000千円未満	700点以上

（準市内）

③	30,000千円以上 300,000千円未満	700点以上

【改正後】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	350点以上 750点未満
②	10,000千円以上 30,000千円未満	620点以上
③	30,000千円以上 300,000千円未満	710点以上

（準市内）

③	30,000千円以上 300,000千円未満	710点以上

舗装工事

【現行】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 5,000千円未満	380点以上
②	5,000千円以上 30,000千円未満	560点以上
③	30,000千円以上	640点以上

（準市内）

③	30,000千円以上	640点以上

【改正後】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 5,000千円未満	350点以上
②	5,000千円以上 30,000千円未満	560点以上
③	30,000千円以上	640点以上

（準市内）

③	30,000千円以上	640点以上

水道施設工事

【現行】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	420点以上 720点未満
②	10,000千円以上 25,000千円未満	570点以上
③	25,000千円以上 500,000千円未満	670点以上

（準市内）

③	25,000千円以上 500,000千円未満	670点以上

【改正後】

（市内）

区分	予定価格	資格総合点数
①	1,300千円超 10,000千円未満	350点以上 720点未満
②	10,000千円以上 25,000千円未満	570点以上
③	25,000千円以上 500,000千円未満	670点以上

（準市内）

③	25,000千円以上 500,000千円未満	670点以上

特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）を対象とする制限付一般競争入札における資格総合点数の設定基準の改正について

【現行】

特定建設工事共同企業体の構成員数及び構成員の要件

ア　土木一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
5 億円以上 15 億円未満	2 社	市内業者	750 点以上
		市内又は準市内業者	750 点以上
15 億円以上	2～3 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 750 点以上、市外業者の場合 1400 点以上

イ　建築一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
5 億円以上 15 億円未満	2 社	市内業者	**790 点以上**
		市内又は準市内業者	**790 点以上**
15 億円以上	2～3 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 790 点以上、市外業者の場合 1500 点以上

ウ　電気工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
3 億円以上	2 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 710 点以上、市外業者の場合 1200 点以上

エ　管工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
3 億円以上	2 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 **700 点以上**、市外業者の場合 1200 点以上

オ　水道施設工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
5 億円以上	2 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 670 点以上、市外業者の場合 1200 点以上

【改正後】

特定建設工事共同企業体の構成員数及び構成員の要件

ア　土木一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
5 億円以上 15 億円未満	2 社	市内業者	750 点以上
		市内又は準市内業者	750 点以上
15 億円以上	2～3 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 750 点以上、市外業者の場合 1400 点以上

イ　建築一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
5 億円以上 15 億円未満	2 社	市内業者	**780 点以上**
		市内又は準市内業者	**780 点以上**
15 億円以上	2～3 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 790 点以上、市外業者の場合 1500 点以上

ウ　電気工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
3 億円以上	2 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 710 点以上、市外業者の場合 1200 点以上

エ　管工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
3 億円以上	2 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 **710 点以上**、市外業者の場合 1200 点以上

オ　水道施設工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
5 億円以上	2 社	市内、準市内及び市外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	市内及び準市内業者の場合 670 点以上、市外業者の場合 1200 点以上

（その他）設計図書等の市ホームページによる電子提供について

1　実施概要

入札額の積算等に用いる工事等の設計図書等について、事業者の利便性の向上、経費節減等を図るため、これまでの契約検査課閲覧コーナーでの閲覧及びコピー業者からの購入方式から、市ホームページ上での電子閲覧方式（ダウンロードによるデータ取得も可。）への段階的移行を図ります。（平成23年度は水道部案件の入札用図面について実施。）

平成24年度からは入札用設計図書の電子提供の実施対象を工事担当部署全てに拡大いたします。

なお、完全移行するまでの一定期間は、従来の購入方式及び電子閲覧方式の両方式を併用します。

2　対象案件

市ホームページにおいて、入札用設計図書等を電子閲覧できる案件は次のとおりです。

電子閲覧に付す案件は、平成24年度当初は毎月数件、第２四半期頃から発注案件の半数程度を予定しています。

電子閲覧方式の適用の有無については、発注案件ごとに入札公告においてお知らせします。

電子閲覧の対象発注方式	対象業務等	対象金額
制限付一般競争入札	工事	予定価格130万円超
	測量業務	予定価格50万円超
	土木設計業務	予定価格50万円超
	建築設計業務	予定価格50万円超

3　電子閲覧に付す入札用設計図書等

図面／仕様書／切り抜き設計書／単価表／数量総括表　等